

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号

#### 兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は旧居住制限区域等」を削り、「居住していた者」の次に、「（上位所得層（世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、一部負担金等の免除の期間の属する年の前年（一部負担金等の免除の期間が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯）の者を除く。）」を加える。

第3条第2号中「平成30年2月28日」を「平成31年2月28日」に改め、同条第3号中「平成30年2月28日」を「平成31年2月28日」に改め、「。ただし、旧居住制限区域等に居住していた上位所得層（世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成28年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯）の者は、平成29年9月30日まで」を削る。

第7条第1項第2号中「平成30年2月28日」を「平成31年2月28日」に改める。

様式第1号表7の項中「又は旧居住制限区域等」を削り、同様式表以外の部分⑤中「、旧避難指示区域等又は旧居住制限区域等」を「又は旧避難指示区域等」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の規定は、平成30年3月の一部負担金から適用し、同年2月までの一部負担金については、なお従前の例による。